

ひたちなか市水道訓令第2号

ひたちなか市水道事業最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひたちなか市水道事業が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（施設修繕を含む。）をいう。以下同じ。）及び設計、測量、調査、監理、補償等の設計等委託業務（以下「設計等委託業務」という。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及びひたちなか市水道事業会計規程（平成6年水道部規程第7号）第99条の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「最低制限基本価格」とは、最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。

(対象とする競争入札)

第3条 最低制限価格を設ける競争入札は、次に掲げる工事又は設計等委託業務の契約に係る競争入札とする。

(1) 設計金額が130万円を超え5,000万円以下の工事

(2) 設計金額が130万円を超える設計等委託業務

2 前項の規定にかかわらず、競争入札がひたちなか市水道事業低入札価格取扱要綱（平成11年水道部訓令第5号）第2条第2項の規定に該当する場合には、最低制限価格を設けないものとする。

(最低制限基本価格)

第4条 工事における最低制限基本価格については、ひたちなか市最低制限価格取扱要綱（平成28年告示第31号）（以下「市最低制限価格取扱要綱」という。）

第4条の規定を適用して得た額とし、設計等委託業務における最低制限基本価格については、市最低制限価格取扱要綱第5条の規定を適用して得た額とする。

(最低制限価格)

第5条 最低制限価格については、市最低制限価格取扱要綱第6条の規定を適用して得た額とする。

2 管理者は、前項の規定により最低制限価格を定めたときは、当該最低制限価格

を最低制限価格書（別記様式）に記載し，これを密封するとともに，開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。

（落札者の決定）

第6条 管理者は，最低制限価格を下回る入札が行われた場合には，当該入札をした者を失格とし，予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者と決定するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

（施行期日）

この訓令は，令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

最低制限価格書	
入札（見積）執行年月日	
契約の方法	
契約の件名	
設計（見積）額	
設計（見積）額の***分の100（注）	
最低制限価格	
入札（見積）書比較価格	
<p>上記のとおり最低制限価格を決定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">ひたちなか市水道事業管理者 印</p>	
専決により決定した者の職氏名印	印

（注） ***の数値については、次の計算式により算出するものとする。

$$100 + (\text{当該契約に係る消費税及び地方消費税の税率} \times 100)$$